

新しいごみ焼却施設が スタートします

本年4月、本市をはじめ2市4町（千歳市・北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町）で構成する道央廃棄物処理組合は、新しい焼却処理施設の運用をはじめます。
ここでは、新たな施設の《特徴》や燃やせるごみの焼却施設への《搬入手順》などについて紹介します。



道央廃棄物処理組合焼却施設に関すること

道央廃棄物処理組合 ☎(40)5300 ☎(23)0053
※3月11日(月)から ☎(25)5331 ☎(25)5578

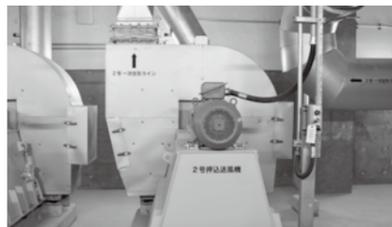
ごみに関する問い合わせ先

分別・収集に関すること 環境センター廃棄物対策課 ☎(23)2110 ☎(23)2492
その他ごみに関すること 環境センター廃棄物管理課 ☎(40)6969 ☎(23)2492

新しいごみ焼却施設の特徴

環境負荷の低減

① 臭いを外に出さない



ごみピットで発生する臭いは、焼却用空気として押込送風機で焼却炉へ送るため、臭いを外へ出しません。

② 空気を汚さない



ごみを燃やしたときに発生する排ガスは、ろ過式集じん器などで適切に処理し、きれいな状態で煙突から放出します。

エネルギー循環

③ ごみ焼却時の熱で発電



ごみ焼却熱で蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機に送り発電します。この電力は施設内で利用し、余剰分は売電します。

安全で適正な処理システム

④ ごみを高温で焼却



ごみを850度以上の高温で燃やすことでダイオキシン類の発生を抑制します。

⑤ 排水を放流しない



プラントで発生した排水は、排水処理設備で処理後、プラントで再利用するため、施設外には放流しません。

⑥ 焼却灰（飛灰）を無害に



焼却灰（飛灰）は、飛灰処理施設で薬剤処理を行い、無害化した後、埋立処分します。

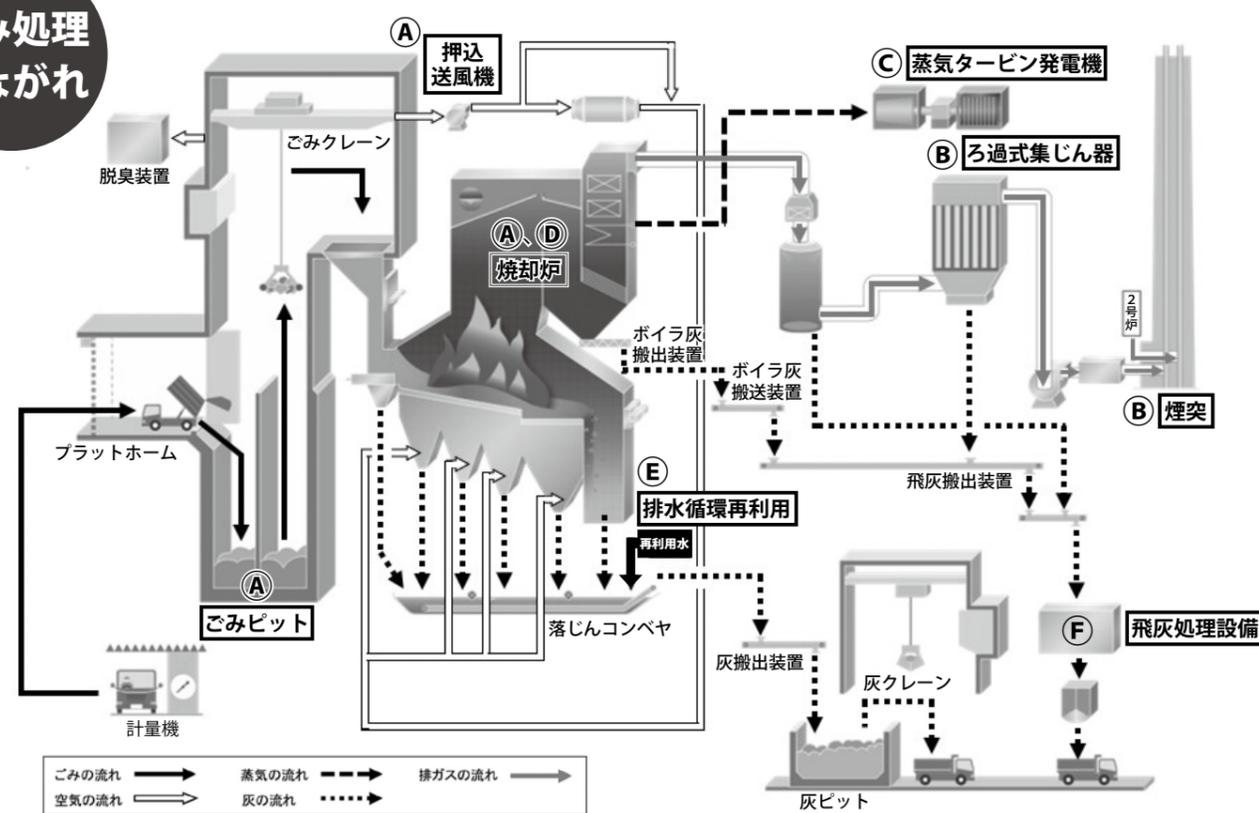
《燃やせるごみ》の 共同処理について

道央廃棄物処理組合では、環境負荷を減らし、ごみ処理費用を削減するため、《燃やせるごみ》の焼却施設を2市4町で運用する取り組みを進めています。

この焼却施設では、さまざまな設備や装置により、ごみを衛生的かつ効率的に焼却処理することができ、ごみを焼却し容積を減らすことで、埋立処分地の延命化につながります。また、燃やせるごみを共同処理するメリットとしては、次の3点があります。

- ① 一定規模のごみ量が確保されるため、小規模な自治体独自では導入が難しい高度自動燃焼制御システムや信頼性の高い排ガス処理システムを導入することができ、安定的にごみを焼却することが可能となります。
- ② ごみを焼却したときに発生する熱エネルギーを効率的に回収、利用することができ、大規模な発電設備の設置が可能となり、化石燃料由来の電力使用量が削減されることで、二酸化炭素の発生が抑制され、環境負荷の低減につながります。
- ③ 各市町が単独処理する場合と比べ、維持管理費を抑えることができます。

ごみ処理のながれ



新しいごみ焼却施設の概要

《施設名称》	道央廃棄物処理組合焼却施設
《所在地》	千歳市根志越 2533 番地の 1
《処理能力》	158 トン/日 (79 トン/日 × 2 炉)
《焼却温度》	850℃以上
《焼却対象物》	燃やせるごみ・事業系焼却対象ごみ
《搬入時間》	8:30 ~ 16:30 (祝日を含む月～土曜日) ※1月1日～1月3日は除く。



【道央廃棄物処理組合焼却施設の位置図】

～ 安心とやさしさを持続できる焼却施設を目指して ～



道央廃棄物処理組合
事務局長
伊賀 宗徳 さん
Iga Munenori

千歳市東雲町2丁目34番地6
HP www.douou53kumiai.jp
☎(40)5300
FAX (23)0053



道央廃棄物処理組合は、千歳市根志越地区に令和元年から5年の工事期間を経て建設した「ごみ焼却施設」を4月1日から供用開始します。

この施設は、循環型社会の形成を目指し、高温燃焼での24時間連続運転によるダイオキシン抑制対策や、排出ガスの高度浄化設備などにより、構成市町の清らかな環境にふさわしい施設となるよう厳しい環境基準をクリアしています。

「環境にやさしい施設」を目指して、環境負荷の低減に配慮し、エネルギーの有効活用により循環型社会形成に貢献するとともに、再生可能エネルギーである「ごみ発電」により1990kw/hを出力し、火力発電所から発生する二酸化炭素を削減します。

また、「ライフサイクルコストの低減による持続可能な施設」を目指して、「広域施設のスケールメリットによる建設費や維持管理費の低減」や「積極的な熱回収による余剰電力の売電収入を活用した維持管理」を行い、施設のライフサイクルコスト（生涯費用）を低減します。

本組合は、近隣住民の皆さまはもとより、2市4町の皆さまに末永く愛される施設になるよう、安全・安心・安定を念頭に焼却施設を運営してまいります。

ごみの分別が変わります！

次のものは4月から燃やせるごみに変更となります



プラスチック類



おもちゃ類
(プラスチック製)



皮革・ゴム製品



乾燥剤・カイロ・
ペットの砂
活性炭脱臭剤



アルミ箔・使い捨て
アルミ容器等

A 4 **Q** 4

新しい焼却施設は見学できるの？
令和6年4月以降に施設見学を受け付けます。詳細は道央廃棄物処理組合ホームページをご覧ください。

A 3 **Q** 3

燃やせるごみ以外のごみは、引き続き、千歳市環境センター（美々）へ搬入してください。

A 2 **Q** 2

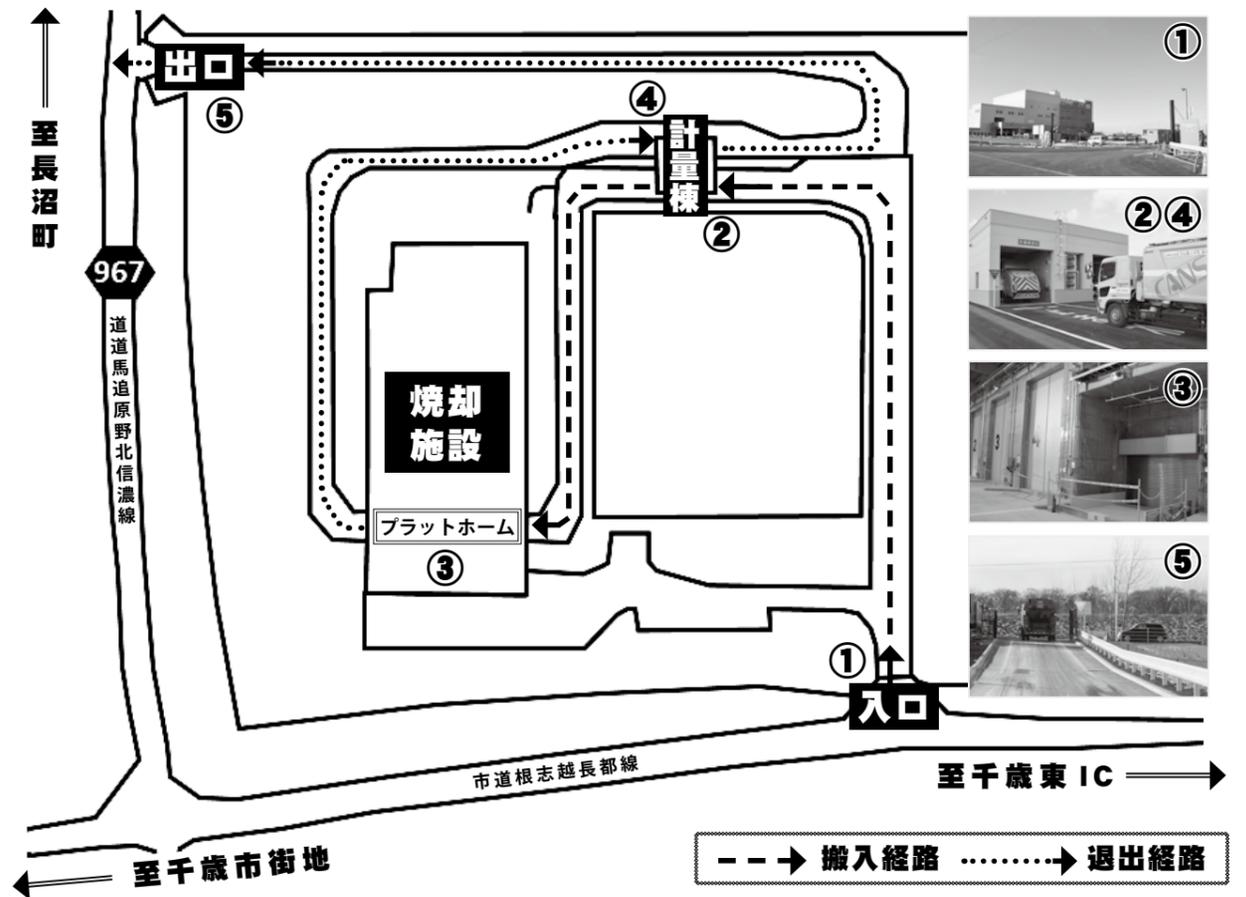
ごみ袋の料金は変わるの？
ごみ袋は、デザインを一部変更しますが料金の変更はありません。また、従来のごみ袋は、引き続きご使用いただけます。

A 1 **Q** 1

新しい焼却施設では、料金はこれまでと変わるの？
新しい焼却施設へ直接搬入する際の料金の変更はありません。

新しいごみ焼却施設に関する Q & A

新しい焼却施設に《燃やせるごみ》を直接搬入するときは



搬入手順

- 市道根志越長都線側の入口から入場し、計量棟へ進みます。
 - 計量棟で申込書を提出後、重量を計測し、焼却施設へ進みます。
 - 施設3階のプラットフォームでごみを降ろします。
 - ごみを降ろし終えたら、焼却施設を出て、計量棟へ進み、《ごみ処理手数料》を現金で支払います。
 - 計量棟を出て、道道馬追原野北信濃線（東6線）側の出口から退場します。
- ※場内は一方通行です。案内に従い走行してください。

直接搬入するときに必要なもの

- 身分証明書
(運転免許証、運転履歴証明書、マイナンバーカードのみ)
- ごみ搬入申込書
(当施設の計量棟または市ホームページから入手可)
- 搬入対象者確認書
(市内のごみを市外在住者が搬入するときなどに必要)

注意事項

搬入できる《燃やせるごみ》1個の大きさの目安
・最大63cm四方（厚さ10cm）まで
・長尺物の最大長90cmまで（直径10cm以下）
※上記を超える大きさのごみは、「大型ごみ」として出すか、千歳市環境センターへ直接搬入してください。

【見込まれる各市町のごみ処理量】



各市町	令和6年度 年間処理見込量 (t)	全体量に 占める割合
千歳市	29,179.7	64.3%
北広島市	12,065.0	26.6%
南幌町	689.0	1.5%
由仁町	469.0	1.0%
長沼町	1,146.0	2.5%
栗山町	1,837.2	4.1%